

廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針

平成18年 6月 6日 制定
平成19年 8月24日 一部改正
平成20年 3月14日 一部改正
平成22年 1月 1日 一部改正

第1 趣 旨

この指針は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

この指針において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第3 調査事項

- 1 調査事項は、廃棄物処理施設等の稼働並びに当該廃棄物処理施設等に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる大気環境（大気質、騒音、振動及び悪臭）及び水環境（水質及び地下水）とする。
- 2 各調査事項に係る具体的な調査項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）については、廃棄物処理施設等の種類及び規模、処理対象となる廃棄物の種類及び性状、地域特性（設置場所周辺の気象、水象等の自然的条件及び人家の状況等の社会的条件をいう。以下同じ。）等を勘案して、必要な項目を選定するものとする。
- 3 廃棄物処理施設等の構造上の特性や地域特性等からみて、周辺への影響が発生することが想定されない調査事項（排水を排出しない施設の場合の水質等）については、具体的な調査を実施する必要はないが、この場合にあっては、当該影響の発生が想定されないと判断した理由を生活環境影響調査結果書に記載すること。

第4 調査対象地域

- 1 調査対象地域は、廃棄物処理施設等の種類及び規模、地域特性等を踏まえ、調査事項ごとに、それが生活環境に影響を及ぼすおそれがある範囲を設定するものとする。
- 2 その際には、調査時点で一般的に用いられている影響予測手法に基づく試算によるか、次に示す考え方によるものとする。

調査事項		調査対象地域の範囲
大 気	大気質	煙突からの排ガスによる影響については、寄与濃度が相当程度変化する地域とする。 廃棄物運搬車両からの排気ガスによる影響については、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿いの、人家等が存在する地域とする。
	騒音	廃棄物処理施設等から発生する騒音による影響については、騒音レベルが相当程度変化する、人家等が存在する地域とする。 廃棄物運搬車両の走行によって発生する騒音の影響については、廃棄

環 境		物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿いの、人家等が存在する地域とする。
	振 動	廃棄物処理施設等から発生する振動による影響については、振動レベルが相当程度変化する地域であって、人家等が存在する地域とする。 廃棄物運搬車両の走行によって発生する振動の影響については、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿いの、人家等が存在する地域とする。
	悪 臭	煙突から排出される悪臭による影響については、寄与濃度が相当程度変化する地域とする。 廃棄物処理施設等から漏洩する悪臭による影響については、廃棄物処理施設等の周辺の人家等が存在する地域とする。
水 環 境	水 質	廃棄物処理施設等から公共用水域への排水による影響については、廃棄物処理施設等の排水口から当該排水が十分に希釈される地点までの水域とする。
	地下水	廃棄物処理施設等の存在によって、地下水の水位、流動状況に影響の及ぶ範囲とする。

第5 現況把握

- 1 現況把握は、周辺地域における生活環境影響調査項目の現況、予測に必要な地域特性の現況を把握することを目的として、既存の文献若しくは資料又は現地調査により行うものとする。
- 2 生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要と考えられる地域特性としては、次に示すものの中から必要な項目を把握するものとする。

調査事項		地域特性（自然的条件及び社会的条件）
大 気 環 境	大気質	気象（風向、風速、大気安定度）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
	騒音	土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
	振動	土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源
	悪臭	気象、土地利用、人家等及び主要な発生源
水 環 境	水質	水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源
	地下水	地形・地質の状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位、流動状況等）及び地下水の利用状況

- 3 現況把握に係る調査地点は、調査対象地域内において、地域を代表する地点、影響が大きくなると想定される地点、人家等影響を受けるおそれのある地点等の中から適切に設定するものとする。

なお、調査対象地域外の情報であっても、調査対象地域内の現況を把握する上で必要な場合にあっては、その情報を利用することができるものとする。

- 4 現況把握に係る調査時期及び期間は、生活環境影響調査項目の特性に応じ、把握すべき情報の内容、地域特性等を考慮して、適切かつ効果的な時期及び期間を設定するが、気象・水象については、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度とする。

第6 予 測

生活環境影響の予測は、生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を把握するため、廃棄物処理施設等の計画されている構造及び維持管理を前提として、調査時点で一般的に用いられている影響予測手法により行うものとし、定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものとする。

第7 影響の分析

- 1 生活環境影響の分析は、廃棄物処理施設等の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境保全目標を考慮しながら行うものとする。
- 2 考慮すべき環境保全目標は、調査項目ごとに原則として次に示すものとする。

調査事項		考慮すべき環境保全目標
大 気 環 境	大気質	<p>原則として、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が定められている項目については、環境基準を環境保全目標とする。</p> <p>環境基準が定められていない項目については、生活環境への影響に関する既存の科学的知見に基づいて、適切な環境保全目標を設定する。</p> <p>定性的な予測を行った項目については、「排出負荷量等が環境に与える影響が軽微であること」をもって環境保全目標とする。</p>
	騒音	<p>環境基準に係る地域指定が行われている地域については、原則として環境基準を環境保全目標とする。</p> <p>環境基準に係る地域指定が行われていない地域については、土地利用状況等を考慮し、環境基準の類型あてはめを想定して設定する。</p>
	振動	<p>「大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと」をもって環境保全目標とする。</p> <p>なお、振動規制法（昭和51年法律第64号）の規制区域については、同法の規制基準を考慮しながら環境保全目標を設定する。</p>
	悪臭	<p>「大部分の地域住民が日常生活において感知しないこと」をもって環境保全目標とする。</p> <p>なお、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規制区域については、同法の規制基準を考慮しながら環境保全目標を設定する。</p>
水 環 境	水質	<p>原則として、環境基本法に基づく環境基準が定められている項目については、環境基準を環境保全目標とする。</p> <p>なお、環境基準が設定されていない水域については、現状水質、利水状況等を考慮し、環境基準の類型あてはめを想定して設定する。</p> <p>環境基準が定められていない項目については、生活環境への影響に関する既存の科学的知見に基づいて、適切な環境保全目標を設定する。</p> <p>定性的な予測を行った項目については、「排水負荷量等が環境に与える影響が軽微であること」をもって環境保全目標とする。</p> <p>利水への影響が予想される場合は、「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）、「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日厚生省水道環境部長通知）等に定められているところをもって環境保全目標とする。</p>
	地下水	<p>利水への影響が予想される場合は、「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）、「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日厚生省水道環境部長通知）等に定められているところをもって環境保全目標とする。</p>

3 分析すべき影響は、調査項目ごとに原則として次に示すものとする。

調査事項		調査項目	分析すべき影響
大	大気質	煙突から排出される排ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目
		最終処分場	粉じん
		破碎・選別施設	粉じん
		廃棄物運搬車両の走行によって排出される自動車排気ガス	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
気	騒音	廃棄物処理施設等及び廃棄物運搬車両から発生する騒音	騒音レベル
		騒音レベル	騒音レベル
環	振動	廃棄物処理施設等及び廃棄物運搬車両から発生する振動	振動レベル
境	悪臭	煙突から排出される悪臭	特定悪臭物質のうち廃棄物の種類及び性状により排出が予想される物質の濃度または臭気指数(臭気濃度)
		廃棄物処理施設等から漏洩する悪臭	類似事例及び悪臭防止対策の内容を勘案して影響が発生するおそれがあると考えられる、設置場所周辺の人家等が存在する地域における影響
			生物化学的酸素要求量(排出先が海域又

水 環 境	水 質	焼却施設から排出される排水	は湖沼の場合は、化学的酸素要求量)、浮遊物質量、ダイオキシン類、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目	排水が流入する水域における影響(利水上の支障等の影響を含む。)
		最終処分場	生物化学的酸素要求量(排出先が海域又は湖沼の場合は、化学的酸素要求量)、全リン・全窒素、ダイオキシン類、浮遊物質量、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目	
		廃棄物処理施設等から排出される排水	生物化学的酸素要求量(排出先が海域又は湖沼の場合は、化学的酸素要求量)、浮遊物質量、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目	
	地下水	廃棄物処理施設等の存在	地下水の流れ	地下水の水位や流動状況の変化が予測される地域における影響(利水上の支障等の影響を含む。)

第8 結果書の作成

生活環境影響調査の結果については、次の内容を記載した生活環境影響調査結果書を作成するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設等を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行った生活環境影響調査項目
- (2) 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- (3) 廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した地域特性等の現況及びその把握の方法
- (4) 廃棄物処理施設等を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- (5) 廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した

結果

- (6) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- (7) その他廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

第9 その他

- 1 環境影響評価法に基づく評価書又は鳥取県環境影響評価条例等に基づき実施された環境影響調査（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）の結果であって、必要な記載事項を満たしているものを生活環境影響調査結果書とすることができる。
- 2 複数の廃棄物処理施設等を集合して設置する場合など、相互に関連した事業として影響を検討する必要がある場合には、複数の施設について併せて生活環境影響調査を行うものとする。

附 則

この指針は、平成18年6月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年8月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年3月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年1月1日から施行する。